

公的統計マイクロデータ利用の新時代 - 情報・システム研究機構による利用支援 -

岡本 基

運営企画本部企画室URAステーション 主任URA/特任准教授

2019年5月、改正統計法全面施行

公的統計マイクロデータの利用要件が見直され、利用対象が大きく拡大

調査票情報の利用対象拡大 (第33条二の追加)

<何が変わった?>

- 条文に「学術利用」が明記され、「相当の公益性」の担保としての公的外部資金獲得が必ずしも必要なくなった
- 新条文に基づくデータ利用については、利用中の各種手続き、利用後のデータ提供審査を有料化し、受益者負担を明確化 (手数料として、各種作業1時間あたり4,400円を負担)

(統計法 第三十三条二)

行政機関は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところの長又により、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を 学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて 相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

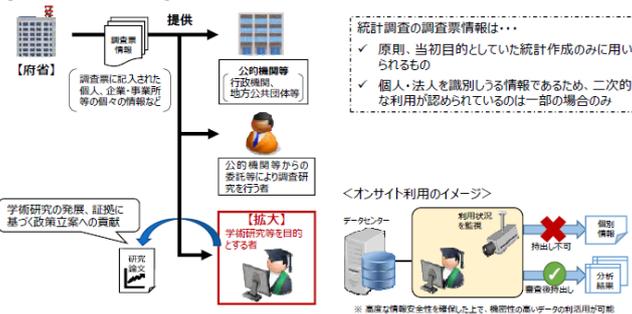
調査票情報の学術研究利用が可能に

▶ 国の統計調査の調査票情報は、原則、当初目的としていた統計作成のみに用いられるのですが、オンライン利用 (下記イメージ参照) であれば、学術研究等の目的で利用できるようになります。

☆ ICT (情報通信技術) の進歩に伴いデータ処理・分析能力が高齢化し、証拠に基づく政策立案や学術研究のニーズが高まっていることを背景に、統計法が改正され、情報保護を前提として調査票情報の提供対象が拡大されます。

(拡大された提供申出の場合、手数料の納付が必要)

【調査票情報の提供対象】



出所) 総務省[2019], 「【事前周知】調査票情報等の利用制度 (改正概要)」, p.1.

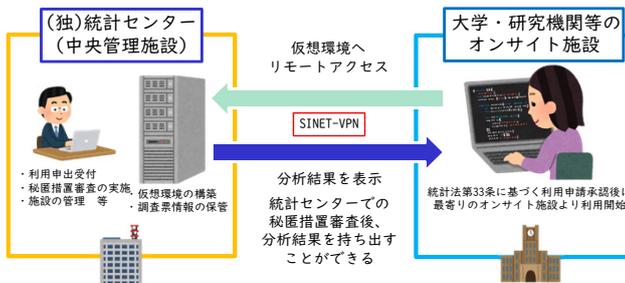
リモートアクセス型利用のためのオンサイト施設の設置機関拡大

- 情報保護を前提とする調査票情報の学術研究等への利用を可能とするために大学・研究機関等にリモートアクセス型利用のためのオンサイト施設の設置が進められている
- 2023年3月に立正大学 (熊谷キャンパス)、広島大学 (東広島キャンパス、霞キャンパス)、慶應義塾大学 (湘南藤沢キャンパス) が稼働を開始し、設置機関は21機関に拡大
- 施設設置・運用に係る費用は各機関の負担となるが、(公財)統計情報研究開発センター (シンフォニカ) が、大学を対象にしたオンサイト環境整備に必要な経費の助成事業を実施中 (1施設の設置につき、200万円を上限として助成。交付総額は1,000万円)
- 利用可能な調査票情報も順次追加
2023年5月には厚生労働省・国民生活基礎調査も利用可能に

調査票情報のリモートアクセス利用

統計法第33条に基づく調査票情報の利用については、これまで各省市県から利用者に対しID等の媒体により直接提供されてきましたが、調査対象者の秘密保護とセキュリティ確保、利用の申出・審査に係る事務の効率化のために、シンクライアント技術等を活用したリモートアクセスによる調査票情報の利用体制の構築が進められています。

情報・システム研究機構では、独立行政法人統計センターと連携協力協定を締結し、東京・立川の「データサイエンス棟」にリモートアクセス利用に対応したオンサイト施設を設置するとともに、各大学・研究機関におけるリモートアクセスによるオンサイト施設の構築・整備を支援しています。



情報・システム研究機構も公的統計の二次的利用推進を支援

※表太枠: 機構と連携協力関係締結済



<主な支援事業>

- オンサイト施設の運営を通じたオンサイト施設整備モデルの検討と全国の教育・研究機関における施設設置の支援
- (独)統計センターと連携協力協定を締結し、同センターのサテライト機関として匿名データの提供を実施
- 「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」の運営を通じたユーザーへの情報提供と利用振興
- 二次的利用推進のための各種イベント開催

【事業ウェブサイト】 https://ds.rois.oc.jp/center3_micro/

